

**料金後納
郵便**

親展

168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

年金 太郎 様

年金に関する大切なお知らせ

差出人  **日本年金機構** 〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

開封前にあて名をご確認ください。
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。
ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

年金の繰下げ請求に関するお知らせ

老齢年金を請求されていない方に66歳到達時及び70歳到達時に年金加入期間のお知らせと年金の繰下げ請求などの手続きについてご案内しています。

老齢年金は、66歳から75歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。また、共済組合等の加入期間がある場合、共済組合等から別途、老齢厚生年金を受給することができます。

老齢年金を繰下げ請求をする際は、以下の点にご注意ください。

(注意点)

- 共済組合等から支給される老齢厚生年金を65歳から受給している場合は、日本年金機構から支給される老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。
- 繰下げ請求を行う場合は、共済組合等と日本年金機構のどちらか先に繰下げ申出を行った時点で両方の老齢厚生年金を繰り下げることとなります。
- 65歳以降の厚生年金被保険者期間等について、日本年金機構と共に支給される年金額のそれぞれ一部又は全額が支給停止となる場合、その支給停止の対象となる額に相当する部分は、繰下げ増額分の計算に含まれません。
- 実際に受け取ることができる年金見込額については、年金事務所および各共済組合等にご相談ください。

お客様は 令和6年4月 時点で下表の年金加入期間を有しております。

| 国民年金 | 厚生年金(船員含) | 公務員共済 | 私学共済 | 合計 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|
| 100 月 | 100 月 | 100 月 | 100 月 | 400 月 |

65歳前に受け取ることができる年金の請求手続き

厚生年金保険または共済組合等の加入期間が12カ月以上ある方は、65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。(この年金は繰下げ請求できません。)
なお、特別支給の老齢厚生年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については受け取ることができなくなります。

お客様の基礎年金番号 1234 — 567890

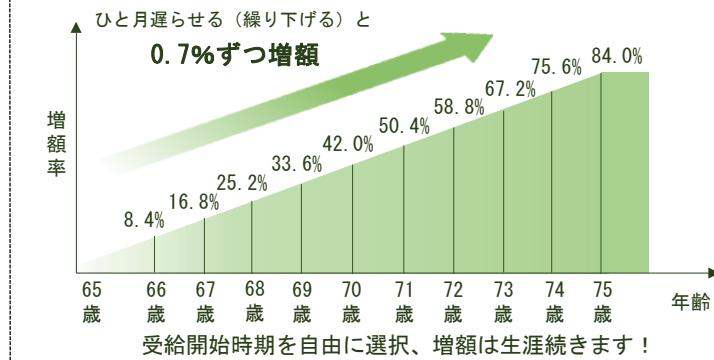
※ 裏面の「年金請求時の留意点」もご参照ください

老齢年金を繰下げ受給する場合

○老齢年金は、繰下げ受給の開始時期を66歳から75歳までの月単位で選択できます。受給開始時期をひと月遅らせる(繰り下げる)ごとに0.7%ずつ増額します。75歳まで繰り下げると最大84%の増額となります。

○また、老齢基礎年金と老齢厚生年金で受給開始時期を変えることもできます。

○繰下げ受給は、75歳までのご希望した時期に手続きを行うことにより、請求された月の翌月分から、繰下げ増額された年金を生涯にわたって受け取ることができます。



ひと月遅らせる(繰り下げる)と
0.7%ずつ増額

| 年齢 | 増額率 |
|-----|-------|
| 65歳 | 8.4% |
| 66歳 | 16.8% |
| 67歳 | 25.2% |
| 68歳 | 33.6% |
| 69歳 | 42.0% |
| 70歳 | 50.4% |
| 71歳 | 58.8% |
| 72歳 | 67.2% |
| 73歳 | 75.6% |
| 74歳 | 84.0% |
| 75歳 | |

受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます！

老齢年金をさかのぼって受給する場合

○繰下げ受給を選択せず、年金の受給権発生時から請求されるまでの過去分の年金を一括して受け取ることもできます。

○また、受給権発生時から5年以上経過後に年金を請求する場合は、請求の5年前の日時点での繰下げ申出したものとみなして増額した年金を一括して受け取ることとなります。ただし、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されないことがあります。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

老齢年金の繰下げ請求についてはホームページで

繰下げ請求の制度内容や手続きについてもホームページで確認できます。

■ 二次元コードからアクセス ■ 検索又はURLを入力してアクセス



老齢年金 繰下げ請求 

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kurisage.html>

お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号または個人番号がわかるものをご用意ください

年金の一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

**ねんきん
ダイヤル 0570-05-1165**
ナビダイヤル[®] 全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。
050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) 03-6700-1165

受付時間
月曜日※1 8:30～19:00 ※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
火～金曜日 8:30～17:15
第2 土曜日※2 9:30～16:00 ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日 12/29～1/3はご利用いただけません。

年金事務所等での対面の相談をご希望の場合は「窓口相談」をご利用ください

**「窓口相談」
の予約電話 0570-05-4890**
ナビダイヤル[®] 全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。
050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) 03-6631-7521

受付時間
月曜日～金曜日※3 8:30～17:15 ※3 土・日・祝日 12/29～1/3はご利用いただけません。

●二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
●休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。
●間違い電話が発生しておりますので、おかげ間違いないようご注意ください。

△「日本年金機構」をかたる詐欺にご注意ください。

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などを聞き取ることはございません。
また、手数料などの金銭を求めることがございません。不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

年金請求時の留意点

年金を請求される場合は、以下の留意点をご確認ください。

△ 繰下げ請求する場合

- 老齢厚生年金を繰り下げる場合は、受取開始までの期間は加給年金は支給されず、繰下げによる加給年金額の増額はありません。
- 老齢基礎年金を繰り下げる場合は、受取開始までの期間は振替加算は支給されず、繰下げによる振替加算額の増額はありません。
- 障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点での増額率が固定され、それ以降は繰下げすることはできません。
- 65歳以降厚生年金保険の被保険者等である場合は、在職支給停止額を差し引いた額が、繰下げによる増額の計算対象となります。
- 老齢基礎年金を繰り下げる場合、繰下げ期間中は、低年金者に支給される年金生活者支援給付金は支給されません。
- 繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取っている方が、老齢厚生年金の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。
《企業年金連合会の連絡先 0570-02-2666（050から始まる電話でおかけになる場合は、03-5777-2666）》

△ さかのぼって請求する場合

- 請求した時点から5年以上前の年金は、繰下げ申出したものとみなした年金を除き、時効により受け取ることができなくなります。
- 現在在職されている方も、請求の手続きを行っていただくことにより年金を受け取ることができます。ただし、給与の額などに応じて年金受取額の減額が行われる場合があります。
- 過去分の年金を一括して受け取ることにより、過去にさかのぼって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金、受給した年金生活者支援給付金に影響する場合があります。

年金請求の手続きの流れ

年金の受け取りを希望される方は、お近くの年金事務所又は街角の年金相談センターで年金請求の手続きを行ってください。

なお、公務員共済又は私学共済のみに加入されていた方は、各共済組合で手続きを行ってください。

※郵送での手続きも可能です。手続き方法にご不明な点がある場合は、ねんきんダイヤルや機構ホームページをご覧ください。

① 予約受付専用電話で、ご希望の年金事務所と相談日を予約

② 相談日までに手続きに必要な書類を準備

③ 年金事務所又は街角の年金相談センターに相談

年金請求書に必要事項を記入して提出

④ 日本年金機構から送付された年金証書（又は支給額変更通知書）を受領

※手続きいただいたから1～2カ月後に送付します。

⑤ 年金証書（又は支給額変更通知書）がお手元に届いてから、1～2カ月後に年金の受け取りが開始

※右のマークは音声コードです。
目の不自由な方にお知らせの内容に関する情報を音声でご案内します。

